

令和元年5月10日

令和元年平川市告示第54号

平川市最低制限価格制度実施要領の一部を改正する告示

第1条 平川市最低制限価格制度実施要領（平成20年平川市告示第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「100分の90」を「100分の92」に、「100分の70」を「100分の75」に改め、同条第1号中「100分の95」を「100分の97」に改め、同条第3号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同条第2項中「100分の70から100分の90」を「100分の75から100分の92」に改める。

第2条 平川市最低制限価格制度実施要領の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第5条第1項及び第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示における第1条による改正規定は、令和元年6月1日から施行し、同日以後の公告または指名の通知を行う競争入札について適用し、同日前に公告または指名の通知をした入札については、なお従前の例による。
- 2 この告示における第2条による改正規定は、令和元年5月10日から施行し、同日以後に公告又は指名の通知を行う競争入札について、平成31年4月1日から施行する。ただし、令和元年9月30日までに資産の譲渡等が行われるものについては、なお従前の例による。